

地方自治15年の歩み

制度の移りかわり

太平洋戦争が終り、わが国は、民主主義的傾向の復活強化というポツダム宣言の線にそつて、政治の民主化を進めることになった。

まず、昭和二十一年三月には、地方自治尊重をもち込んだ憲法改正の方向が発表された。

この線にそつて、地方制度についても、同年九月に府県制や市制、町村制などの全般にわたり①住民の権利の拡充②地方公共団体の自主性および自律性の強化③地方公共団体の行政の能率化と公正の確保という三原則をとり入れた改正が行なわれた。

しかし、これは旧憲法下の改革でまだいくつかが問題を残していたので、昭和二十二年四月に、さきの三原則にもついていた「地方自治法」が制定され、新憲法施行の日とあわせて、五月三日から施行された。

その後今日まで、十五年を経過したが、この間にこの法律自身についても数回の改正が行なわれている。主な改正と、その流れをふりかえつてみると、次のようになる。

(1) 地方自治法の制定はあつたが、まだ不十分であつた民主化の徹底のため、二十二年末と二十三年七月には、地方公共団体の事務内容が充実された。

またこの期間に、警察や教育等の事務が、国から地方公共団体に移譲された。

(2) 次の時期は、昭和二十四年から講和条約発効までの時期で、これまでの改革が、制度面の先ばしりで、実状にあわない点があつたため、いろいろな措置がとられた。とくに、二十四年および二十五年に発表された「シャウプ勧告」は、地方財政力の強化、国と地方公共団体との間の責任の所在を明らかにするための、行政事務の再配分等についてふれている。

この結果、国内においても研究が進められ、地方自治法および地方税法の改正があつたほか、市町村優先の原則と、能率の原則のためには、町村の規模の合理化、すなわち町村合併の必要性が説かれた。

(3) 昭和二十七年の講和条約発効から三十一年ごろまでは、第三の時期である。

この期間は、地方公共団体の組織及び運営について、簡素化、能率化、合理化の線が一段と進められた時期で、一時拡充された地方議会の活動がおさえられたり、執行機関の部局が簡素化

されたり、いわゆる逆コースと言われるような改正が行なわれた。

警察法の改正により、従前の国家地方警察と自治体警察とが、都道府県警察に移管されたり(二九、七)公選制の地方教育委員制度が、長の任命制になつた(三一、九)のもこの時期である。

町村合併の実施もこの期間に行なわれた。

又一方では、住民のためのサービス

戦後の混乱から復興発展へ

■ 県政のあしあとを顧りみる

地方自治法が施行されて、新しく生れかわつた熊本県の、これまでの十五年間の歩みを振り返つてみよう。

県財政と機構の変転

戦後、事務経費の急増やインフレなどがあり、さらに配付税の減少などにより、県の財政は苦しくなつた。その後前に述べたシャウプ勧告に基づく税制改革により、平衡交付金制度が新設されたりしたが、農業県では、税制改革は逆に県税の減収となり、平衡交付金も少なく、加

行政としての、公営企業についても、地方公営企業法を制定して、能率化をはかつた。

財政面での措置も、事務の増加による組織の複雑化、職員の増加や、相次ぐ災害等により、二十七年頃から赤字の傾向がみられ、三十年には県をはじめ、相当数の市町村が赤字のため苦しみ、これが、全国的な傾向であつたため、地方財源の充実や財政再建の措置が大きくとりあげられた。

制度的には、十五年を経過した今日、一応安定の時期を迎えたといわれるが、要は今後地方自治の運営にあたる人の心がまえが、地方自治の発展を確保できるか否かのわれ途である。

えて災害復旧などのために、県財政はついに二十七年に赤字を出し、それがつもつて三十年には六億八千万円となつた。

国も地方財政の欠陥を認め、三十年に財政再建法を制定したので、本県も早速三十一年に適用を受け、五億円の再建債を借り入れ、経費の節減をはかり、三十五年に財政の再建を終えた。

県の財政規模(一般会計の才出決算)をみると、昭和二十三年に二十二億九千万円であつたのが、二十八年には、はやくも百十億九千万円に増加した。しかし

ながら、再建団体となつて伸びは止まり、三十一年百十五億三千万円となつたが、それから若干伸びて、三十五年百九十七億円、三十六年(最終予算)二百三十八億円となつた。

県の機構は、昭和二十年に五部二十八課(警察、教育を含む)であつたが、仕事があつて、二十七年には知事部局(警察、教育などを除く)だけで十部四十九課となつた。しかし赤字財政などのため機構を整備し、現在七部一室四十八課室に縮小された。

県政振興への努力

戦後の国土の急速な復興と、さらにその後の飛躍的發展は、当時世界の驚異であつた。

国は、経済復興のため、戦後各種の長期計画を作成したが、さらに経済の高度成長と完全雇用をはかり、所得水準を引き上げるために、三十五年には「国民所得倍増計画」(三十六―四十五年)を公表した。

引き続いて、これに即して過大都市間と地域格差の解決をはかり、国の開発方向を明らかにするため、「全国総合開発計画」(三十六―四十五年)を作成した。

その結果、県民所得は二十八年にすでに戦前水準を突破したが、やはり全国水準には遠く及ばず、雇用問題も深刻化してきたので、県政の総合化と投資の効率化をねらつて「計画建設」(三十一―四十年)を作成した。

なお、「九州地方開発促進法」も三十四年に制定され、開発促進のための計画が樹立されたが、全国計画に即応して、再検討することになつた。

しかし、全国との所得格差は、依然として開く傾向にあるので、県民所得増大のための基本方向として「県計画」(三十六―四十五年)を作成した。

農林水産業

農業面では、戦後歴史的な農地改革が強行され、二十五年ごろから食糧事情が好転すると、品質や流通の改善へと発展し、三十一年から「新農山漁村建設総合対策」による新しい村づくりが進められ、さらに昨年から農業構

新しい出発点に立つ

熊本県知事 寺本 広 作



昭和二十二年、新憲法とともに地方自治が施行されて、はやくも十五年を経過しました。地方行政にたずさわる者として、まことに感慨ひとしおなものがあつます。

戦後のわが国の地方自治は、敗戦の混乱の中に、しかも全く新しく生まれ変わった新憲法の理念のもとに出発した、画期的な制度であつただけに、その後幾多の試練にさらされ、曲折を経たのですが、運営の衝にあつた諸先輩のなみなみならぬご努力と、県民のご協力によつて、今日このように発展した地方自治の姿をみる事ができました。これは、まことに同慶にたえません。

とりわけ本県におきましては、市町村当局と住民のご理解とご協力の下に、あいつぐ大災害の復旧、財政の再建、あるいは、自治制度史上特筆すべき大事業として、全国的に推進された市町村合併等の諸問題が順調に進捗し、いま適正規模を備えられた各市町村が、競つて力強く建設のツチ音をひびかせておられるさまは、まことに壮観であり、頼もしい限りです。

これまでの十五年が、地方自治の制度的完備の過程を経て、自治体の行政能力の拡充、基盤確立の段階にあつたとするならば、現在は、これを基礎として、地方自治の窮極の命題である、地域住民の生活水準と文化水準の発展向上に向つて、新しい歩みをふみ出すべき出発点に立たされていくわけです。このためには、県も市町村も、ともに手をたずさえ、えい知を結集して、ますます協同活動を行なうことが必要であると痛感します。記念すべきこの年にあたり、本県自治の一層の発展をねがい、ご挨拶いたします。

行 進 施 法 迎 治 年 周 五 地 十